

発議案第 8 号

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 9 月 1 6 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

提出者

七飯町議会議員 中 川 友 規

賛成者

七飯町議会議員 長谷川 生 人

〃 平 松 俊 一

〃 田 村 敏 郎

〃 畑 中 静 一

〃 澤 出 明 宏

〃 川 村 主 税

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「公務上の負傷又は疾病による療養の」を「、次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 公務上の負傷又は疾病による療養のとき。
- (2) 議員本人の出産のとき（七飯町議会会議規則第2条第5項の規定による届出があった期間に限る。）。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。